

開示制度ワーキング・グループ

(参考)我が国における英文開示の事例

(イーエムシー・コーポレーション・2009年12月期【外国会社報告書】)

平成22年11月2日

【表紙】
【提出書類】 外国会社報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年4月30日
【事業年度】 2009年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)
【会社名】 イーエムシー・コーポレーション(EMC Corporation)
【代表者の役職氏名】 首席副社長兼ジェネラル・カウンセル
(Senior Vice President and Deputy General Counsel)
スーザン・アイ・パームット
(Susan I. Permut)
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 01748-2209 マサチューセッツ州
ホプキントン サウス・ストリート 176
(176 South Street, Hopkinton, Massachusetts 01748-2209, USA)
【代理人の氏名又は名称】 EMCジャパン株式会社
【代理人の住所又は所在地】 東京都渋谷区代々木二丁目1-1新宿メインズタワー
【事務連絡者氏名】 法務部 岩上達哉
【連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1-1新宿メインズタワー
【電話番号】 03-5308-8000
【縦覧に供する場所】 該当なし

有価証券報告書(開示府令第八号様式)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

別紙に記載の通り。

2【外国為替管理制度】

別紙に記載の通り。

3【課税上の取扱い】

別紙に記載の通り。

4【法律意見】

別紙に記載の通り。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

ITEM 6 SELECTED CONSOLIDATED FINANCIAL DATA
Five year selected consolidated financial data

2【沿革】

別紙に記載の通り。

3【事業の内容】

ITEM 1 BUSINESS

General

Products and Offerings

EMC Information Infrastructure Strategy

EMC Information Infrastructure Business

EMC's Cloud Computing Strategy and Offerings

EMC Consumer and Small Business Products

EMC Global Services

Content Management and Archiving Segment

RSA Information Security Segment

VMware Virtual Infrastructure Business

Markets and Distribution Channels

Markets

Distribution Channels

Manufacturing and Quality

Raw Materials

Research and Development

Backlog

Competition

Seasonality

Intellectual Property

Employees

Financial Information About Segments, Foreign and Domestic Operations and

Export Sales

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

A. Summary of Significant Accounting Policies

Company

4【関係会社の状況】

ITEM 1. BUSINESS

EMC Information Infrastructure Business
RSA Information Security Segment
VMware Virtual Infrastructure Business

RESULTS OF OPERATIONS

Revenues

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

C. Non-controlling Interest in VMware, Inc.

D. Acquisitions

5 【従業員の状況】

ITEM 1 BUSINESS

Employees

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

ITEM 7. MANAGEMENT'S DISCUSSION AND ANALYSIS OF FINANCIAL CONDITION AND RESULTS OF OPERATIONS

INTRODUCTION

RESULTS OF OPERATIONS

Revenues

Costs and Expenses

Gross Margins

Research and Development

Selling, General and Administrative

In-Process Research and Development

Restructuring and Acquisition-Related Charges

Investment Income

Interest Expense

Other Income (Expense), Net

Provision for Income Taxes

Non-controlling Interest in VMware, Inc.

Financial Condition

Investments

Off-Balance Sheet Arrangements, Contractual Obligations, Contingent

Liabilities and Commitments

Contractual Obligations

Guarantees and Indemnification Obligations

Litigation

Pension

Critical Accounting Policies

Revenue Recognition

Warranty Costs

Asset Valuation

Restructuring Charges

Accounting for Income Taxes

Accounting for Stock-based Compensation

New Accounting Pronouncements

Market Risk

Foreign Exchange Risk Management

Interest Rate Risk

Credit Risk

2 【生産、受注及び販売の状況】

ITEM 1 BUSINESS

Manufacturing and Quality

Raw Materials

3 【対処すべき課題】

ITEM 7A QUANTITATIVE AND QUALITATIVE DISCLOSURES ABOUT MARKET RISK

ITEM 3 LEGAL PROCEEDINGS

United States ex rel. Rille and Roberts v. EMC Corporation

Delivative Demand Letters.

4 【事業等のリスク】

ITEM 1A. RISK FACTORS

General economic and market conditions, including the current economic crisis

A lessening demand in the information technology market

Competitive pricing, sales volume, mix and component costs could materially

adversely affect our revenues, gross margins and earnings

effect on our revenues, gross margins and earnings. We currently believe that

pricing pressures will continue.

If our suppliers are not able to meet our requirements, we could have

decreased revenues and earnings.

Our financial performance may be impacted by the financial performance of VMware.

Our stock price is volatile and may be affected by the trading price of VMware

Class A common stock and/or speculation about the possibility of future

actions we might take in connection with our VMware stock ownership.

We may be unable to keep pace with rapid industry, technological and market

changes.

The markets we serve are highly competitive and we may be unable to compete effectively.

We may have difficulty managing operations.

Our investment portfolio could experience a decline in market value which

could adversely affect our financial results.

If our cost reduction and management measures are not successful, our business could be adversely affected.

Our business may suffer if we are unable to retain or attract key personnel.

Our quarterly revenues and earnings could be materially adversely affected by uneven sales patterns and changing purchasing behaviors.

Risks associated with our distribution channels may materially adversely affect our financial results.

Due to the international nature of our business, changes in foreign conditions or other factors could impair our international operations, future revenue or financial condition.

Undetected problems in our products could directly impair our financial results.

Our business could be materially adversely affected as a result of the risks associated with alliances.

We may become involved in litigation that may materially adversely affect us.

We may have exposure to additional income tax liabilities.

Changes in regulations could materially adversely affect us.

Our business could be materially adversely affected as a result of the risks associated with acquisitions and investments.

Our pension plan assets are subject to market volatility.

Our business could be materially adversely affected by changes in regulations or standards regarding energy use of our products.

Our business could be materially adversely affected as a result of war or acts of terrorism.

5 【経営上の重要な契約等】

ITEM 7 MANAGEMENT'S DISCUSSION AND ANALYSIS OF FINANCIAL CONDITION AND RESULTS OF OPERATIONS
Contractual Obligations

6 【研究開発活動】

ITEM 7 MANAGEMENT'S DISCUSSION AND ANALYSIS OF FINANCIAL CONDITION AND RESULTS OF OPERATIONS
Research and Development

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

ITEM 7 MANAGEMENT'S DISCUSSION AND ANALYSIS OF FINANCIAL CONDITION AND RESULTS OF OPERATIONS
RESULTS OF OPERATION
Revenues
Costs and Expenses
Gross Margins
Selling, General and Administrative
Financial Condition

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS
A. Summary of Significant Accounting Policies
Property, Plant and Equipment

2 【主要な設備の状況】
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS
J. Property, Plant and Equipment

3 【設備の新設、除却等の計画】
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS
A. Summary of Significant Accounting Policies
Property, Plant and Equipment

第5 【提出会社の状況】

1 【株式の総数等】
Front Page
The number of shares of the registrant's Common Stock, par value \$.01 per share, outstanding as of January 31, 2010 was 2,052,724,194.

2 【配当政策】
ITEM 5. MARKET FOR REGISTRANT'S COMMON EQUITY, RELATED STOCKHOLDER MATTERS AND ISSUER PURCHASES OF EQUITY SECURITIES
We have never paid cash dividends on our common stock. While subject to periodic review, the current policy of our Board of Directors is to retain cash and investments primarily to provide funds for our future growth. Additionally, we use cash to repurchase our common stock.

3 【株価の推移】
ITEM 5. MARKET FOR REGISTRANT'S COMMON EQUITY, RELATED STOCKHOLDER MATTERS AND ISSUER PURCHASES OF EQUITY SECURITIES
ISSUER PURCHASES OF EQUITY SECURITIES IN THE FOURTH QUARTER OF 2009
FIVE YEAR SELECTED CONSOLIDATED FINANCIAL DATA

STOCK PRICE PERFORMANCE GRAPH

4 【役員】の状況】

ITEM 4. SUBMISSION OF MATTERS TO A VOTE OF SECURITY HOLDINGS
EXECUTIVE OFFICERS OF THE REGISTRANT
ITEM 10. DIRECTORS, EXECUTIVE OFFICERS AND CORPORATE GOVERNANCE
ITEM 11. EXECUTIVE COMPENSATION
ITEM 13. CERTAIN RELATIONSHIPS AND RELATED TRANSACTIONS, AND DIRECTOR INDEPENDENCE

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

ITEM 9A. CONTROLS AND PROCEDURES
Evaluation of Disclosure Controls and Procedures.
Management's Annual Report on Internal Control Over Financial Reporting.
Report of the Independent Registered Public Accounting Firm.
Changes in Internal Control Over Financial Reporting.
ITEM 10. DIRECTORS, EXECUTIVE OFFICERS AND CORPORATE GOVERNANCE
ITEM 12. SECURITY OWNERSHIP OF CERTAIN BENEFICIAL OWNERS AND MANAGEMENT AND RELATED STOCKHOLDER MATTERS

第6 【経理の状況】

1 【財務書類】
E M C CORPORATION CONSOLIDATED BALANCE SHEETS
CONSOLIDATED BALANCE SHEETS
CONSOLIDATED INCOME STATEMENTS
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
CONSOLIDATED STATEMENTS OF SHAREHOLDERS' EQUITY
CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS
A. Summary of Significant Accounting Policies
B. Adoption of New Authoritative Guidance and Revised Financial Statements
K. Accrued Expenses
L. Income Taxes
M. Retirement Plan Benefits
N. Commitments and Contingencies
O. Stockholders' Equity
P. Stock-Based Compensation
Q. Restructuring and Acquisition-Related Charges
R. Related Party Transactions
S. Segment Information
T. Selected Quarterly Financial Data (unaudited)
U. Subsequent Events

2 【主な資産・負債及び収支の内容】
NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS
E. Intangibles and Goodwill
F. Convertible Debt
G. Investments
H. Inventories
I. Notes Receivable

3 【その他】
ITEM 9B OTHER INFORMATION
ITEM 15. EXHIBITS AND FINANCIAL STATEMENT SCHEDULES
1. Financial Statements

- 2. Schedule
- 3. Exhibits

第7 【外国為替相場の推移】

- 1 【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】
- 2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】
- 3 【最近日の為替相場】

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

EMCジャパン株式会社、Vmwareジャパン株式会社、及びRSAセキュリティ株式会社の従業員に対するオプションの募集、発行

第9 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当会社は親会社を有しない。

- 2 【その他の参考情報】

ITEM 1. BUSINESS
Available Information

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第2 【保証会社以外の会社の情報】

- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】

- 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【当該指数等の推移】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社を規律する法体系は、マサチューセッツ州事業会社法（Business Corporation Act）（以下「事業会社法」という。）である。当社に適用される事業会社法の一定の規定を要約したものを以下に示す。当該法律上、かかる規定の適用の一部は、当社の基本定款又は付属定款の規定により修正されることがある。この概要は包括的又は完全なものではなく、当該法律上の骨子のみを記述するものである。当社についてこれがあてはまる範囲で、後記(2)「提出会社の定款等に規定する制度」においてこれを説明する。さらに、ニューヨーク証券取引所及び米国連邦証券取引委員会（以下「証券取引委員会」という。）の関連する一定の規則について以下に要約又は引用する。

(i) 基本定款及び付属定款

事業会社法に基づき設立された会社は、その授權株式の数及び種類等の一定の基本的な事項をその基本定款に規定しなければならない。会社はその選択により、基本定款に多くの追加的な事項を規定することができる。基本定款の修正は、通常、修正部分のみを規定した「修正定款条項」によってなされる。しかし、取締役会は随時、従前組み込まれていなかった修正定款条項を、「修正済基本定款」という単一の更新された基本定款に組み込むことができる。

基本定款に加え、会社は、付属定款をも定めなければならない。付属定款には、会社の事業遂行並びにその株主、取締役及び役員の特権、権限、義務及び役割に関し、望ましいと考えられる全ての事項を規定することができる。但し、それらは基本定款又は法律の規定と矛盾するものであってはならない。

(ii) 株式の種類

会社は、取締役会の決定により、その基本定款による授權に基づいて株式を発行することができる。基本定款の授權がある場合には、複数の種類の株式を発行することができる。かかる数種類の株式には、額面株式、無額面株式、優先株式、会社の選択により償還できる株式、及び、他の種類の株式に転換できる株式が含まれる。株式を取得するための価格は、取締役会決議により決定される。但し、額面株式は、額面未償では発行できない。

(iii) 株主総会

① 定時総会及び臨時総会

定時株主総会は、年に1度、取締役会によって決定される時に開催しなければならない。さらに、臨時株主総会は、取締役会、付属定款により権限を付与された者、または、一定の状況下の株主によって招集される。株主総会は、付属定款の規定に従い、マサチューセッツ州内外のいずれかの場所において開催される。会社は、その株主全員に対し、当該総会開催日の少なくとも60日前から7日前の間に総会の場所、日時及び目的を記載した招集通知を発送しなければならない。但し、株主がかかる招集通知を受領する権利を書面により適法に放棄した場合はこの限りでない。

② 議決権を有する株主

株主総会において通知する権利又は議決権を有する株主を確定するために、会社は、付属定款において又は取締役会決議により、総会前70日を越えない日を基準日とすることができる。その基準日に株主名簿に登録されている株主が議決権を行使することができる。

③ 定足数

いかなる株主総会においても、定足数は、基本定款、付属定款又は法律によってより多数の定足数が要求されない限り、当該総会における議決権のある全ての株式の多数によって構成される。株主は、本人が議決権を行使してもよいし、代理によって議決権を行使することもできる。

(iv) 取締役会

会社の各取締役は、一体として取締役会を構成する。上記の要求された株主の承認に従うことを条件に、取締役会は、会社の事業の経営を任せられている。

取締役会は、少なくとも一人の取締役によって構成されなくてはならない。取締役の員数は、基本定款又は付属定款に規定される。取締役は、毎年定時株主総会で選任される。

取締役の任期は、当該取締役を選任した定時株主総会から、次の定時株主総会までである。但し、基本定款の規定により、取締役をクラスに区分することができ、各クラスの任期満了を同時とせず、将来のいくつかの定時株主総会までとすることができる。

必要な要件が満たされた場合、取締役は、株主総会決議により、又は、基本定款若しくは付属定款に規定があれば取締役会決議により、解任されることがある。付属定款に特段の定めがないかぎり、株主は特段の理由なく取締役を解任する権利を有する。

(v) 役員

取締役会は、社長、秘書役、財務役、及び、付属定款の規定又は取締役会の決定に基づくその他の役員を任命することができる。役員は、取締役会又は付属定款により付与された権限、その他の権限を有する。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の内部統治は、当社の修正基本定款及び修正付属定款（その後の改正を含む。）に規定されている。その要約及びそれに関連する事項は以下のとおりである。以下の記載は、主に、前記(1)「提出会社の属する国・州等における会社制度」に記載されている事項の補足に重点が置かれている。これに加え、株主の権利に関する事項についても以下に記載する。

(i) 株式に関する事項

① 一般授權

当社の現在の授權株式数は、6,025,000,000株であり、その内訳は以下のとおりである。

a. 額面0.01米ドルの普通株式6,000,000,000株、及び

b. 額面0.01米ドルの優先株式25,000,000株

② 優先株式

優先株式は、随時、一つ又はそれ以上のシリーズで発行される。取締役は、これらのシリーズの優先権、議決権、資格及び特権（もしあれば）を決定する。但し、シリーズの株式が議決権を有する場合は、かかる権利はかかるシリーズの1株につき1議決権を超えてはならず、シリーズの株式が普通株式に転換できる場合は、1株ごとの議決権数は、か

かるシリーズの1株が転換された普通株式の数に対応する。

③普通株式

普通株式の所有者は、取締役選任及び株主による決議が要求される全てのその他の事項についての議決権を有する。各普通株式は、一つの議決権を付与されている。

普通株式の所有者は、取締役によって随時宣言される配当金を受ける権利を有する。会社の自発的又は非自発的清算、解散若しくは終了において、会社が債務や義務を弁済し、純資産の分配を受ける優先権を持つ全ての種類の株式の所有者への支払を済ませた後、普通株式の所有者は、会社の純資産を受けることができる。

④一般的事項

取締役は、会社の会計方法を特定し、何が純売上高、利益及び剰余金を構成するか、どれくらいの量（もしあれば）が会社の目的のために留保され、どれくらいの量（もしあれば）が配当金とされるかを決定する。取締役会が別途定めない限り、額面を超えて発行された額面株式の支払額の超過分は、払込剰余金となる。取締役会は、払込金の残高が払込剰余金となる場合は、無額面株式の全払込金より少ない額を株式に割り当てることができる。全てのかような剰余金は、配当金の支払を含む、いかなる会社の目的のためにも用いられない。

会社による、自己株式の購入その他の取得又は保有は、株式の減少とはみなされない。資本又は株式の減少において、株主は、減少を許可する決議によって定められた範囲を除いて、会社から分配を求めてはならない。

⑤株券及び株式の譲渡

株式は、株券によって表章されるか、又は株券が発行されないものとする。各株主は、会社へ要求することによって、株券を入手できるものとする。かかる株券は社長若しくは副社長並びに財務若しくは財務補佐によって署名されなければならない。かかる署名は全て、複写によることができる。株券の様式は、取締役会で定められた様式とする。株券の紛失、毀損又は滅失に際しては、取締役会の定めた条件により再発行することができる。

株券に記載された制限（もしあれば）に服することを条件として、会社又は譲渡代理人への対象株券（適切に裏書されているか、譲渡書及び適切に署名された委任状が添付されていることが必要）の放棄によって、株式は会社の帳簿上で譲渡できる。法律、基本定款及び付属定款によって別途要求されている場合を除き、会社は、配当金の支払い及び議決権を含む全ての目的のために、帳簿に記載されている株主を、当該株式の所有者として扱うことができる。

(ii)株主総会

定時株主総会は、毎年、取締役会によって指定され、招集通知に記載された、開催日、時間及びマサチューセッツ州内外における場所において開催される。総会開催の目的は、取締役の選出、及び、付属定款に従って総会に適切に付議された事業の検討である。

取締役会の議長、取締役の過半数、又は、株主総会における議決権の85%を保有している株主は、いつでも臨時株主総会の開催を請求できる。係る請求においては、総会の目的を述べ、総会の開催日、時間、場所を指定しなくてはならない。

いかなる株主総会においても、定足数の充足には、議決権を有する株式の過半数を保有する株主本人又はその代理人が出席していることが必要である。

いかなる株主総会においても、株主の投票にかけられた事項は、議題に対して適切に行使された議決権の多数決により決せられる。但し、役員を選任においては、絶対多数により決せられる。

各株主は、基本定款又は法律によって定められるところに従い議決権を有し、議決権ある株主の各所有者は、基準日現在において当社の株主名簿に登録されている保有株式1株につき1議決権を有するものとする。

(iii)取締役及び取締役会

① 取締役の員数、選任、任期

取締役の員数は、随時、取締役の過半数の賛成票によって決定され、付属定款で定められている場合を除き、少なくとも3人で構成される。

取締役の任期は、選任の日から、当該取締役が属する取締役の任期クラスの終了において当該取締役の後任者が選任されるまでである。いかなる取締役も、取締役の選任において議決権を有する株式の過半数の賛成票によって解任される。

② 取締役会

取締役会の定時会合は、定時株主総会の直後に、同じ場所で、通知をせずに開催される。定時会合は、取締役会が随時決定するその他の場所や時間に開催されることがある。

いかなる取締役会においても、開催当時の取締役の過半数が定足数を構成する。

定足数が満たされたいかなる会合においても、出席取締役の過半数の投票は、取締役の適法な行動を構成する。

取締役会において、投票によって実行が要求又は許可されたいかなる行動も、全取締役が書面により当該行動に同意し、かかる同意者が取締役会の記録に保管されていることを条件として、取締役会の開催なく行うことができる。

③取締役会の権限

(一般的権限)

法律、基本定款又は付属定款によって株主に留保されている場合を除いて、会社の事業の経営及び会社の全権限の行使は、取締役会に与えられる。特に、取締役会は、会社の未発行株式を発行でき、法律に従うことを条件として、かかる株式に対して支払われる金銭並びに資本及び剰余金の割合を決定できる。

(特別な権限)

a. 付属定款を修正、変更又は無効にする権限

付属定款の11章の規定に基づいて、取締役会は、付属定款を修正、変更又は無効にすることができる。

b. 役員選任権

取締役会は、会社の全役員を選任することができる。

c. 役員解任権

取締役会は、理由の有無を問わず、取締役会によって選任されたいかなる役員も解任できる。

d. 欠員補充権

取締役会は、在任している取締役の過半数の賛成票によって取締役会の欠員を補充できる。取締役会は、役員の退任や死亡による欠員も、補充できる。

e. 基準日を設定する権限

取締役会は、会社の行為や催し物のために予め基準日（株主総会における議決権や、配当金を受ける権利を有する株主を決定するための基準日を含む）を設定することができる。但し、かかる基準日は、対象となっている総会や配当金の支払の日の70日より前であってはならない。

④取締役会の委員会

取締役会は、執行委員会をその構成員の中から選任し、その他の委員会を創設し、これらの委員会に取締役のいかなる権限を委任してもよい（但し、法律、基本定款又は付属定款によって委任が禁じられているものを除く）。委員会の業務は、取締役会又は委員会自身によって決定された規則に従って行われる。かかる規則がない場合は、委員会は、付属定款によって取締役会に要求されている方法に可及的に近似する方法で、その業務を行うことが要求される。

(iv)役員

会社の役員は、社長、財務役、秘書役及び取締役が任命するその他の役員である。選任条件で定められない限り、各役員は、死亡、辞任又は解任にいたるまで在職できる。役員は、取締役や株主でありうるが、いずれかである必要はない。同一人によって、2つ以上の役職が兼任されることがある。

2 【外国為替管理制度】

米国においては、米国の非居住者による内国法人の株式の取得、当該非居住者への配当金及び売却代金の送金並びに会社清算に際しての資産の分配に関して、外国為替管理上の制限はない。

3 【課税上の取扱い】

(1) 日米租税条約

2003年11月6日、米国政府と日本政府の間で新しい「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約」が締結され、この条約は2004年3月30日に発効した（以下「2004年改正日米租税条約」という。）。日本の居住者たる株主に対して当社が2004年7月1日以後に支払うべき配当金についてその支払時に源泉徴収すべき税金及び日本の居住者たる株主が当社の株式を売却して得た譲渡所得であって2005年1月1日以後に開始する課税期間の所得とされるものについては、2004年改正日米租税条約が適用される。

(2) 米国における課税上の取扱い

(a) 当社普通株式に対して支払われた配当金に対する所得税の源泉徴収

2004年改正日米租税条約及び米国連邦税法の規定により、原則として、日本の居住者たる個人（米国民又は米国居住者でないものに限る。）又は10%未満の当社株式を保有する日本国法人である実質株主に対して支払われる配当金からは、10%の税率による米国連邦所得税が源泉徴収される。しかし、当該実質株主が米国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合で、当該実質株主の有する当社株式がかかる恒久的施設と実質的に関連を有する場合、通常の所得税率による米国連邦所得税が課される。

(b) 当社の株式の売却に対する所得税

2004年改正日米租税条約の規定により、当社株式の日本の実質的株主は、当社株式の売却によって得た譲渡所得については、原則として、米国連邦所得税を課されない。

(c) 当社の株式に対して支払われた配当及び譲渡所得に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)にいう連邦所得税に加えて、当社株式の日本の実質的株主が米国内に恒久的施設又は住所を維持している場合においては、当該株主が支払いを受けた配当及び譲渡所得については、一定の条件の下で、かかる恒久的施設又は住所を管轄する税務当局によって、当該地域の所得税を課せられることがある。

(d) 相続税

現行法によれば、当社の実質株主である日本人が死亡した場合、その所有する当社株式は米国内にある財産とみなされ、米国連邦相続税の課税対象となる可能性がある。

(3) 日本における課税上の取扱い

日本の所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関係法令に従うことを条件として、かつ、その限度で、日本の居住者である個人または日本法人は、前記(2)「米国における課税以上の取扱い」に記載される個人又は法人の所得（個人の場合には相続財産を含む。）に対して支払われた米国の税額につき、適用ある租税条約の規定に従い、日本において支払うべき税につき外国税額控除を受ける権利を有する。

4 【法律意見】

当社の商法カウンセラーであるスティーヴン・K・ミツオカから以下の趣旨の法律意見が出ている。

(1) 当社は、アメリカ合衆国マサチューセッツ州法に基づいて会社として適法に設立され、有効に存在している。

(2) 本報告書中の、アメリカ合衆国及びマサチューセッツ州の諸法令の記載は、全て重要な点において真実かつ正確である。

5 【沿革】

1979年 マサチューセッツ州、ニュートンにて、リチャード・J・イーガン及びロジャー・マリノが当社を設立。

1981年 プライム・コンピューターのための、64キロバイトのチップ・メモリー・ボードを開発。

1983年 本拠を、マサチューセッツ州、ナティックへ移転。

1986年 ナスダック証券取引所に株式を公開。

1987年 本拠を、マサチューセッツ州、ホプキントンへ移転。

1988年 ニューヨーク証券取引所に上場。

1989年 IBMのコンピューター用の高度ストレージ・サブシステムを開発。

ソリッドステート・メインフレーム・ストレージ・システムであるオリオンを公開。

1992年 マイケル C. ルトジャースを社長兼最高経営責任者として任命。

1994年 売上高が10億ドルを超え、アメリカの最も大きい産業会社のリストであるフォーチュン500に入る。

1995年 オープン・システム市場に、世界で初めてプラットフォームから独立したストレージ・システムを導入。

IBMを抜き、メインフレームのストレージの市場で首位となる。

1998年 ソフトウェアの収益が445百万円に達し、世界で最も急成長した主要なソフトウェア会社となる。

1999年 ジョセフ M. トウッチを社長兼最高執行責任者として任命。

2000年 シンメトリック8000ファミリー並びにクラリオンFC4500システム及びソフトウェアを導入

2001年 フォーチュン誌の「アメリカで働くのに良い会社ベスト100」に指定される。

クラリオンFC4700システム及びソフトウェアを導入。

2003年 レガート・システムズ・インクを買収し、顧客が全情報を知的に管理するのをサポートする能力を加えることにより、インフォメーション・ライフサイクル・マネジメント戦略を進歩させる。

ドキュメント・インクを買収し、顧客がその情報、及び、保管、配列のための創造、共同利用から最大の価値を得ることができるようになることにより、更にインフォメーション・ライフサイクル・マネジメント戦略を進歩させる。

2004年 急速に成長し、個人的に所有されているソフトウェア会社であり、インテルに基礎を持つバーチャル・コンピューティング・ソフトウェアに特化しているVMウェア・インクを買収を完了。

2006年 データ保護ソフトウェア等を提供するカッシャ社を買収。

マイクロソフト環境のためのソリューションを専門とするインターリンク・グループ・インク及びインターノース・インクを買収。

第3 【事業の状況】
4 事業等のリスク（要約）
リスク

- ・今回の金融危機を含む一般的な経済及びマーケットの状態
- ・ITマーケットの需要減少
- ・値付け、販売量、部品等の価格競争
- ・部品の供給会社が当社の品質基準を満たさない場合
- ・VMware の業績
- ・VMware 社のクラスA証券の取引価格変動及び当社がVMware 株の保有について将来取る可能性に係る市場予想
- ・IT産業における急速な変化に対応できない可能性
- ・競合他社との競争激化及び効率的な競争ができない可能性
- ・事業継続が困難になる可能性（有能な人材の確保、インフラの管理・拡大（情報システム、内部統制etc.）
- ・保有資産の市場価値の下落
- ・コスト削減・管理の失敗
- ・当社の中核となるマネジメントスタッフの流出
- ・売上の季節変動や顧客の購買行動の変化がもたらす四半期収益の影響
- ・流通チャンネルに存在リスク
- ・海外情勢の変化
- ・商品等の欠陥の発生
- ・業務提携先との提携が継続できる保証がない
- ・当社の特知的財産権の侵害
- ・訴訟リスク
- ・追徴課税
- ・規制法令の改正
- ・GAPP（会計基準）の変更
- ・買収・投資が当初見込んだ効果を生まないリスク
- ・当社の年金プランが市場の変動に左右される
- ・当社製品のエネルギー使用に係る規制・基準の変更
- ・戦争、テロの発生に伴うリスク

7 財政状態及び経営成績の分析（要約）

2009年は、事業活動により生じた現金が33億3440万ドル、顧客から受領した現金が146億4770万ドルで、顧客から受領した現金の減少は主として売上高の減少による。当社は米国で5000万ドルのクレジット・ラインを保有している。2009年12月31日現在、当社のクレジット・ラインに借入残高はなかった。

第6 【経理の状況】
1 財務書類（要約）

外国会社報告書の添付補足書類別紙に記載のとおり。

第6 【経理の状況】
1 財務書類（要約）

EMCコーポレーション
連結貸借対照表（主要部分のみ）
（単位：千ドル）

資産	December 31,	
	2009	2008 (As Adjusted)
流動資産：		
現金及び現金同等物	\$ 6,302,499	\$ 5,843,685
短期投資	392,839	963,292
売掛金及び手形（貸倒引当金\$47,414及び\$48,080をそれぞれ控除）	2,108,575	2,252,640
棚卸資産	886,289	842,803
繰延税金資産	564,174	477,101
その他の流動資産	283,926	285,508
流動資産合計	10,538,302	10,665,029
長期投資	2,692,323	2,370,493
有形固定資産（純額）	2,224,346	2,223,007
無形資産（純額）	1,185,632	795,616
営業権	9,210,376	7,046,799
その他の資産（純額）	961,024	773,631
資産合計	\$ 26,812,003	\$ 23,874,575
負債及び自己資本		
流動負債：		
買掛金	\$ 899,298	\$ 757,405
未払費用	1,944,210	1,901,884
未払貸付有価証券	—	412,321
未払法人税	41,691	136,802
繰延収益	2,262,968	2,010,024
流動負債合計	5,148,167	5,218,436
未払法人税	235,976	255,182
繰延収益	1,373,798	1,182,360
繰延税金資産	708,378	389,787
長期転換社債	3,100,290	2,991,943
その他の負債	184,920	180,917
負債合計	10,751,529	10,218,625
契約義務と偶発債務（注記Nを参照）		
自己資本：		
優先株（額面\$0.01）、投票株式数25,000株、未払い負債なし	—	—
普通株（額面\$0.01）、投票株式数6,000,000株、発行済株式数2,052,441株、公開株式数2,012,938株	20,524	20,129
資本剰余金	3,875,791	2,817,054
内部留保	11,759,289	10,671,212
その他の包括的損失累積額（正味）	(105,722)	(179,952)
EMC Corporation自己資本合計	15,549,882	13,328,443
VM Ware非支配株主持分	510,592	327,507
自己資本合計	16,060,474	13,655,950
負債及び自己資本合計	\$ 26,812,003	\$ 23,874,575

EMCコーポレーション
連結インカムステートメント（主要部分のみ）
（単位：千ドル）

	For the Year Ended December 31,		
	2009	2008 (As Adjusted)	2007 (As Adjusted)
収益：			
製品売上高	\$ 8,828,145	\$ 10,071,816	\$ 9,411,976
サービス	5,197,765	4,804,347	3,818,229
	14,025,910	14,876,163	13,230,205
費用：			
製品売上原価	4,406,187	4,663,667	4,359,041
サービス原価	1,874,824	1,990,127	1,659,836
研究開発費	1,627,509	1,721,330	1,526,928
販売管理費	4,595,625	4,601,588	3,912,688
仕掛研究開発費	—	85,780	1,150
事業再編及び買収関連費用	107,490	244,735	31,310
営業利益	1,414,275	1,568,936	1,739,252
営業外損益（費用）：			
投資利益	140,430	247,049	249,264
支払利子	(182,499)	(176,355)	(169,793)
雑所得（費用）、純額	2,370	(39,405)	(4,677)
VM Ware株式のCiscoへの売却益	—	—	148,585
営業外損益合計（費用）	(39,699)	31,289	223,379
法人税引当前収益	1,374,576	1,600,225	1,962,631
法人税引当金	252,775	280,396	348,211
純利益	1,121,801	1,319,829	1,614,420
VM Ware非支配株主持分から得た純利益	(33,724)	(44,725)	(15,455)
EMC Corporationからの純利益	\$ 1,088,077	\$ 1,275,104	\$ 1,598,965
EMC Corporationの普通株式から得た加重平均株式1株当たり純利益（基礎）：	\$ 0.54	\$ 0.62	\$ 0.77
EMC Corporationの普通株式から得た加重平均株式1株当たり純利益（潜在株式調整後）：	\$ 0.53	\$ 0.61	\$ 0.74
加重平均株式（基礎）	2,022,371	2,048,506	2,079,542
加重平均株式（潜在株式調整後）	2,055,146	2,079,853	2,157,873

EMCコーポレーション
連結キャッシュフローステートメント(主要部分のみ)
(単位:千ドル)

	For the Year Ended December 31,		
	2009	2008 (As Adjusted)	2007 (As Adjusted)
営業活動によるキャッシュフロー:			
顧客からの受取現金	\$ 14,647,691	\$ 15,378,081	\$ 13,333,489
仕入先及び従業員に対する支払現金	(11,032,859)	(11,747,031)	(10,182,600)
受取配当金及び利息	109,525	240,031	254,062
支払利子	(73,430)	(73,695)	(76,025)
支払法人税	(316,542)	(232,298)	(202,324)
営業活動によるキャッシュフロー	3,334,385	3,565,088	3,126,602
投資活動によるキャッシュフロー:			
有形固定資産の増分	(411,579)	(695,899)	(699,038)
資産化ソフトウェア開発費	(304,520)	(294,973)	(232,047)
売却可能な短・長期有価証券の買入額	(5,409,540)	(3,318,545)	(6,204,762)
売却可能な短・長期有価証券の売却額	5,171,449	3,189,547	6,177,552
売却可能な短・長期有価証券の償還額	704,653	204,091	349,475
EMC保有Vware株式のCiscoへの一部売却による収入	—	—	150,000
事業買収(取得現金控除後)	(2,664,141)	(725,521)	(692,003)
戦略的又は関連する投資による増分	(182,994)	(5,510)	(12,074)
その他	1,184	31,878	—
投資活動によるキャッシュフロー	(3,095,488)	(1,614,932)	(1,162,897)
財務活動によるキャッシュフロー:			
EMC普通株の発行高	366,361	241,060	782,449
ストックオプションの行使によるVware普通株の発行高	227,666	190,107	2,760
Vware普通株の買入額	—	(13,259)	—
Vware普通株の売却による収入	—	—	1,253,533
貸付有価証券からの利益	—	412,321	—
貸付有価証券からの利益の払い戻し	(412,321)	—	—
EMCの普通株の買戻し額	—	(1,489,501)	(1,453,669)
株式に基づく報酬による超過税還付	46,082	97,705	91,782
短・長期債務の支払い額	(20,835)	(6,151)	(17,178)
短・長期債権からの収入	4,969	33,707	19,815
財務活動によるキャッシュフロー	211,922	(534,011)	679,492
現金に対する為替レートの変化の影響	7,995	(54,671)	10,908
現金及び現金同等物の純増加額	458,814	1,361,474	2,654,105
現金及び現金同等物の期首残高	5,843,685	4,482,211	1,828,106
現金及び現金同等物の期末残高	\$ 6,302,499	\$ 5,843,685	\$ 4,482,211
営業活動によるキャッシュフローに対する純利益の調整:			
純利益	\$ 1,121,801	\$ 1,319,829	\$ 1,614,420
営業活動によるキャッシュフローに対する純利益の調整:			
Vware株式Ciscoへの売却益	—	—	(148,585)
減価償却費	1,073,135	1,057,511	917,274
転換社債の非現金支払い利子	108,347	102,581	96,938
非現金事業再編費及びその他の特別費用	25,050	139,193	3,778
株式に基づく報酬費用	600,537	501,439	367,404
貸倒引当金繰入額	14,351	34,667	8,885
繰延税金(純額)	27,198	4,629	(98,632)
株式に基づく報酬による超過税還付	(46,082)	(97,705)	(91,782)
Data Domain及びSpring Source普通株式による収益	(25,822)	—	—
その他	(13,906)	(13,471)	3,850
資産及び負債の変化(買取を除く)			
売掛金及び受取手形	241,069	73,184	(576,422)
棚卸資産	(158,482)	165,813	13,574
その他の資産	3,600	(16,178)	(86,022)
買掛金	140,376	(148,821)	155,296
未払費用	(80,642)	8,688	35,934
未払法人税	(91,142)	44,821	243,216
繰延収益	366,361	394,067	670,820
その他の負債	28,636	(5,159)	(3,344)
営業活動によるキャッシュフロー	3,334,385	3,565,088	3,126,602
非現金投資及び財務活動:			
事業買収時の普通株発行高とストックオプションの交換高	\$ 83,780	\$ 4,057	\$ 4,607